

## 「長崎県ケアラー支援に関する有識者会議」委員の公募要領

県では、令和5年4月に「長崎県ケアラー支援条例」を施行し、県におけるケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和6年3月に「長崎県ケアラー支援推進計画」を策定しました。本計画の推進に関して幅広い観点から意見を聴取するために設置している「長崎県ケアラー支援に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）」の委員を公募します。本県におけるケアラー（ヤングケアラー）の支援施策の推進に関心をお持ちの方からのご応募をお待ちしております。

募集期間は、令和7年1月17日（金）から2月14日（金）までです。（必着）

募集委員の人数は、3名程度です。

応募資格は、県内に居住又は通勤（通学）している18歳以上（令和7年4月1日現在）の方を対象とします。

任期は、原則として、委員を委嘱された日（令和7年4月予定）から2年間です。

活動内容は、有識者会議へ出席していただき、審議や提言をしていただきます。有識者会議は、令和7年度に年間2回程度（1回あたり2～3時間程度）、令和8年度に年間1回開催する予定です。

会議開催の際は、交通費等（県の基準による）をお支払いします。

有識者会議は、学識経験者、当事者・民間支援団体、ケアラー支援を行う関係機関及び行政機関、事業者団体、労働者団体、公募による県民等から、計15名程度で構成する予定です。

委員の氏名は、県のホームページ等で公表されますので予めご承知おきください。

応募方法は、次のとおりです。

「長崎県ケアラー支援に関する有識者会議・応募申込書（別紙）」に必要事項を記入し、  
「長崎県のケアラー支援施策推進に向けた提言、意見等」（800字程度の小論文）を添えて、  
郵送によりお申し込みください。

小論文の書式は自由です（ワープロ可）。

原稿は返却いたしませんので、ご了承ください。

選考：小論文による一次選考の後、令和7年3月中に、二次選考として面接（会場：長崎県庁）を行い、決定します。

応募先：〒850-8570

長崎市尾上町3-1 長崎県福祉保健部長寿社会課地域包括ケア推進班

電話 （代表）095-824-1111（内線4965）

（直通）095-895-2434